

## 南砺市単独土地改良事業の事務手続きについて

### ●補助金の交付要件

対象事業 農業用施設（農道、用排水路）、災害復旧

採択基準 次の条件をすべて満たすこと

- ・事業費 30 万円以上（災害復旧は 20 万円以上）
- ・受益面積 0.5 ha 以上
- ・受益者 2 戸以上

補助金 補助率は事業費の 40 % 以内（千円未満切り捨て）  
※市山間過疎地域振興条例該当地区は補助率 50 % 以内  
該当地域の内、世帯数 10 戸未満の地域は 60 % 以内（災害復旧除く）  
※限られた予算の中で多くの地区で事業を実施していただけるよう、  
原則として事業費の上限額を 120 万円としています。  
（災害復旧は補助限度額 20 万円）

|        | 補助率  | 補助金の上限額 |       |
|--------|------|---------|-------|
|        |      | 農道、用排水路 | 災害復旧  |
| 通常     | 40 % | 48 万円   | 20 万円 |
| 山間過疎   | 50 % | 60 万円   |       |
| 10 戸未満 | 60 % | 72 万円   |       |

### ●事務の流れ及び留意いただきたいこと

#### 1. 補助金の申請

次の書類を提出してください。

1. 南砺市単独土地改良事業補助金等交付申請書
2. 位置図
3. 受益地（面積）を示した図面
4. 現況写真
5. 設計図面
6. 見積書（3 社から徴収してください）

上記に追加して、

※災害復旧を申請される場合

7. 土地改良事業採択要望書

※補助金振込先口座が南砺市役所に登録されていない場合

8. 振込口座登録依頼書
9. 登録する金融機関の通帳のコピー  
（金融機関の店舗名、口座番号、口座名義人が記載されている部分のみ）

## 2. 補助金の交付決定

市は申請内容が適切であると確認した後、交付決定通知書を発行します。  
交付決定内容を確認してから事業に着手（工事契約等）してください。

※交付決定日より前に無断で着手すると補助対象外となる場合がありますので、  
事前にご相談ください。

## 3. 事業の内容（金額）を変更（中止）したい場合 ※まず市役所へ連絡！

次の書類を提出してください。

### 1. 南砺市単独土地改良事業補助金等（変更・廃止）承認申請書

市は申請内容が適切であると確認した後、変更（廃止）交付決定通知書を発行  
しますので、変更交付決定の後、事業を変更（廃止）してください。

※事業費の増減がある場合は、変更が分かった時点で早急にご連絡下さい。  
ただし、原則として補助金の増額はありせんのでご理解ください。

## 4. 実績報告

事業が完了したら次の書類を提出してください。

※「事業の完了」とは、工事等が完成し、請負代金等、「事業に関する全ての支出  
が完了」したことを指します。

1. 南砺市単独土地改良事業実績報告書
2. 工事費等請求書の写し
3. 工事費等の支出を証明する書類の写し  
（施工業者の領収書、金融機関の振込受付書等）
4. 完成写真（着手前・施工中・完成後の写真）
5. 完成図（工事出来形管理図等、事業成果の概要、寸法等がわかるもの）
6. 補助金請求書

## 5. 補助金の確定

市は実績報告書をもとに検査し、事業が適切に実施されたことを確認した後、  
補助金確定通知書を発行します。

## 6. 補助金の支払い

補助金額が確定した後、補助金を指定口座に振込みます。

※請求書には申請者の押印が必要です。